

## 6 用語集

	用語	説明
あ	アウトリーチ	積極的に働きかけ、支援する活動。
か	加古川市総合計画	加古川市の長期的なまちづくりの基本的方向や施策を総合的・体系的に示し、市政を推進する上で指針となるもの。 市政の最上位計画として、市政運営を総合的に行うための基本的な指針であり、部門別の各種計画、ビジョンの基本となる「基本構想」とその実現に向けた具体的な施策を体系化した「総合基本計画」から構成されている。
	家庭児童相談員	親が抱える子どもの養育についての不安や悩み等の相談に応じ、情報提供や助言・指導を行う人。
	キーパーソン	関係者の中で、意思決定や問題解決の要となる人。
	危機回避能力	危機を認識し、それに対してどう動くことが有効かを考察し、即座に実行できる能力。
	経営指導員	事業主が抱える様々な経営課題について、個別に適時・適切な支援を行う人。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる。
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者等のニーズ表明を支援し代弁すること。
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合。
	心の絆プロジェクト	児童会、生徒会による自発的、自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを進め、誰もが行きたくなる学校・学級づくりを目指すプロジェクト。
	こころのサポーター	加古川市では市民向けゲートキーパー養成講座を受講し、修了したゲートキーパーのことをこころのサポーターと称する。
さ	自殺死亡率	人口10万人あたりの自殺者数。
	自殺総合対策大綱	自殺対策基本法第12条に基づいた、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の指針。
	自殺対策	自殺発生を未然に防ぐ自殺予防と、自殺された方々の遺族に対する支援。

	用語	説明
さ	自殺対策基本法	わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。
	自殺対策強化月間	自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めたもの。
	自殺未遂（自損行為）	自殺を試みたが死に至らなかった場合のこと。
	自殺予防週間	平成19年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日からの一週間を「自殺予防週間」として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進する」としたもの。
	自死遺族	家族・親族を自殺により亡くした人。
	社会保険労務士	労働関連法令や社会保障法令に基づく書類等の作成代行等を行い、企業を経営して行く上での労務管理や社会保険に関する相談・指導を行う人。
	若年層	本計画においては、40歳未満の人を指す。
	障がい者基幹相談支援センター	身体障害・知的障害・精神障害に関する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
	スクールサポートチーム	学校支援カウンセラー（臨床心理士）、教育相談専門員（社会福祉士）、スクールロイヤー（弁護士）等専門家から成るチームで、学校だけでは対応しきれない生徒指導上の問題について検討し、学校への支援を実施する機関。
	スクールソーシャルワーカー	教育機関を活動の場として、いじめ・不登校等生徒指導上の課題を抱える児童生徒・保護者、教職員からの相談に応じるとともに、家庭や関係機関と連携しながら、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて包括的な支援を行う福祉の専門職。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。	

	用語	説明
さ	精神保健（メンタルヘルス）	精神的健康の保持・増進を図るほか精神健康障害の予防と健康回復、精神障害の治療及びリハビリテーションを目的とする。
	性的マイノリティ	同性愛者、性同一性障害、両性愛者等の性的少数者のこと。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神疾患等、精神上の障がいにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度。
	セルフケア	自分自身をケアすること、自分自身で世話をする・面倒をみること。
た	男女共同参画推進専門員	男女共同参画社会の形成に向けて、情報の収集、市民の意識啓発、女性の就業や生き方の選択に関する相談・助言等の業務に従事する職員。
	地域自殺実態プロファイル	自殺総合対策推進センターが、地域自殺対策を支援するために、地域の自殺の実態を詳細に分析し、特徴をとりまとめた資料。
	地域自殺対策政策パッケージ	平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだパッケージ。
	地域包括支援センター	地域の高齢者のための総合相談窓口。保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職種が連携し、介護予防支援及び包括的支援事業を実施する。
な	認知症サポーター	特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する認知症サポーター養成講座を受講・修了した人。
は	パブリックコメント	行政機関が計画や条例等を立案するにあたり、これらの案を示し、広く市民から意見を募集するもの。
	ハラスメント	他者に対する発言・行動等により、その意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。
	ピアカウンセリング	同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支えあうことを目的としたカウンセリングのこと。
	東播磨医療圏	兵庫県保健医療計画において、二次保健医療圏（一般的な入院が必要な医療の提供区域）として定められた区域のこと。加古川市、明石市、高砂市、稲美町、播磨町の 5 市町から成る。
	ひきこもり	仕事や学校に行けず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

	用語	説明
は	兵庫県自殺対策計画	平成 29 年 12 月に策定された兵庫県における自殺対策計画。
	婦人相談員	女性が抱えるDV・離婚問題等の相談に応じ、情報提供や助言・指導を行うとともに、DVによる被害者の支援を行う人。
	保育コンシェルジュ	就学前の子どもの預け先等について、保護者の相談に応じる相談員。
	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭等が抱える就労や経済的な問題等の相談に応じ、自立に必要な情報提供や助言・指導を行う人。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に市民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割の人。
	メンタルサポーター	中学校の不登校生徒のための別室等において学校生活への適応を促し、家庭訪問等を通して生徒や保護者と教員の橋渡しの存在として 課題を抱える生徒への支援を行う人。
や	有機的	相互に緊密に関係し合って全体を構成している様子。
	要保護児童	児童福祉法に基づいて、保護者のない児童または保護者に監護されることが不適切であると認められる児童。
ら	労働相談員	賃金、解雇、職場の人間関係、パワハラ、セクハラ等の労働トラブルについての相談対応、情報提供を行う人。
	老老介護	65 歳以上の高齢者を、同じく 65 歳以上の高齢者が介護している状態。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。(国民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現する。)
D	DV	「Domestic Violence」の略で、配偶者やパートナー等親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等も含み、一方が力で支配する不平等な関係。
I	ICT	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称。
P	PDC Aサイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
S	SNS	「Social Networking Service」の略で、web 上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービス。
	SOS	緊急の援助を求めること。